



新座市告示第 222 号

新座市自転車等駐車場条例（昭和60年新座市条例第25号）第16条第1項の規定により撤去した自転車等を同条第2項の規定により、下記のとおり保管したので告示する。

令和 8 年 6 月 9 日

新座市長 並 木



記

- 1 自転車等を撤去した場所
三軒屋自転車駐車場
新座駅南口地下自転車駐車場
- 2 保管した自転車等
別紙のとおり
- 3 保管台数
自転車 6 台
- 4 保管開始日
令和 8 年 5 月 8 日
- 5 処分予定日
令和 8 年 9 月 25 日

放置自転車等撤去・保管一覧表

保管場所：東北二丁目放置自転車返還所

撤去区域	撤去日	番号	保管番号	種別	型式	車種	車体の色	車体記載の住所及び氏名	シール色	登録年	防犯登録番号	車体番号	告示日	処分予定日 (返還日)	所管警察
三軒屋	5月8日	1	34	自転車		実用	黒白			18	8508437	SSH344930			埼玉県警
三軒屋	5月8日	2	35	自転車		軽快女	黒青			23	23384641-4	A23AF24892			埼玉県警
新座駅南口地下	5月8日	3	36	自転車		軽快兼用	黒			23	23010459-0	F22N06771			埼玉県警
新座駅南口地下	5月8日	4	37	自転車		スポーツ	黒			20	20281364-0	CCED6722			埼玉県警
新座駅南口地下	5月8日	5	38	自転車		スポーツ	黒			23	23289044-4	V230402405			埼玉県警
新座駅南口地下	5月8日	6	39	自転車		実用	黒白			24	24200373-0	SYA084456			埼玉県警